

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び新潟市民病院契約規程第 1 条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則（昭和 5 9 年新潟市規則第 2 4 号）第 8 条の規定に基づき公告します。

令和 7 年 1 0 月 1 4 日

新潟市病院事業管理者 大 谷 哲 也

1 入札に付する事項

(1) 番 号	病第 2 0 2 5 0 3 9 号
(2) 品 名	使用済みパーソナルコンピュータ等売払
(3) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(4) 契約の条項を示す場所	新潟市民病院 事務局 医事課 医療 D X 推進室
(5) 入札日時・場所	令和 7 年 1 0 月 3 0 日（木） 午後 2 時 0 0 分 新潟市民病院 3 階 3 0 1 会議室
(6) 履行期限（履行期間） ・履行場所	令和 8 年 2 月 2 8 日（土） 新潟市民病院
(7) 入札方式	契約方式は、総価での入札とします。
(8) 入札保証金	新潟市民病院契約規程第 1 条の規定によりその例による こととされる新潟市契約規則第 1 0 条の各号の一に該当 する場合免除
(9) 入札を無効とする場合	新潟市民病院契約規程第 1 条の規定によりその例による こととされる新潟市契約規則第 1 7 条第 1 項の規定に該 当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為を したと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(1 0) 入札を中止とする場合	新潟市民病院契約規程第 1 条の規定によりその例による こととされる新潟市契約規則第 1 9 条の規定に該当する 場合は、入札を中止することがあります。
(1 1) 談合情報等により公正な 入札が行われないおそれ があるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがある と認められるときは、前項の規定によるほか、抽選により 入札者を決定するなどの場合があります。
(1 2) 契約保証金	新潟市民病院契約規程第 1 条の規定によりその例による こととされる新潟市契約規則第 3 3 条及び第 3 4 条の規 定によります。
(1 3) 予定価格	公表しません。

(14) 最低制限価格	設けません。
(15) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

2 入札参加資格の要件

- (1) 本市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9（暴力的不法行為）の措置要件に該当しない者
- (5) ISO27001-ISMS 認証取得済みである者
- (6) 古物商許可（免許）を取得している者

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加申請書（様式第1号） 1部
上記2（5）及び2（6）を証する書類等の写し 1部
- (2) 提出先 新潟市民病院 事務局 医事課 医療DX推進室
〒950-1197 新潟市中央区鐘木463番地7
電話 025-281-5151（代表）
FAX 025-281-5508
- (3) 提出方法 持参
- (4) 申請期限 令和7年10月27日
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

4 質疑書の提出について

説明会を開催しませんので、質疑事項がある場合は、次により、必ず質疑書を提出してください。なお、提出は、入札参加資格要件を満たしている者に限ります。

- (1) 様式 様式第2号に準じて作成してください。
- (2) 提出期間 令和7年10月20日 午後5時まで
- (3) 提出先 新潟市民病院 事務局 医事課 医療DX推進室
- (4) 提出方法 持参又はFAX（025-281-5508）とします。
- (5) 回答日 令和7年10月24日まで
- (6) 回答方法 個別にFAXで回答するほか、当院ホームページに掲載します。
- (7) その他 電話での受付は一切しません。
質疑書には、連絡用に返信用FAX番号を記入してください。

5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。

- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を一回行います。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。
- (7) 予定価格の制限の範囲内で最高の価格を提示した者と契約を締結するものとし、ただし、最高の価格を提示した者が2人以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

様式第 1 号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市病院事業管理者

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

担当者

(電話番号

)

(FAX番号

)

下記入札の入札参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので申請します。

記

公告年月日	令和 7 年 10 月 14 日
番 号	病第 2025039 号
件 名 (業務の名称)	使用済みパーソナルコンピュータ等売払

様式第 2 号

質 疑 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

(担当者)
(F A X 番号)

- 1 番 号 病第 2 0 2 5 0 3 9 号
- 2 件 名 (業務の名称) 使用済みパーソナルコンピュータ等売払

質 疑 事 項

入札(見積)書

年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

住 所

氏 名

印

受 任 者

印

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札(見積)条件を承認の
うえ、入札(見積)いたします。

金 額		百		千		円	
履 行 場 所							
品 名	品 質 ・ 規 格	数 量		単 価		金 額	

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

委 任 状

年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者 住 所
氏 名 ⑩

受 任 者 氏 名 ⑩

記

件 名

[受任者が入札する場合の記載例]

記載例

別記様式第1号
入札用(物品・委託)

入札(見積)書

新潟市病院事業管理者 様

●委任状を提出している場合、
入札書の社印・代表者印を
省略できます。

●代表者本人が入札する場合
は記入しません。
●委任する場合は、受任者名
を記入し、委任状と同じ印を
押印します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇〇番〇〇号

氏 名 △△株式会社
(※1) 新潟支店長 〇〇 〇〇

受任者 〇〇 〇〇 (印)

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札(見積)条件を承認の
う え、入札(見積)いたします。

金 額	¥〇〇〇,〇〇〇 円			
履 行 場 所	新潟市民病院(新潟市中央区鐘木463番地7)			
品 名	品 質・規 格	数 量	単 価	金 額
△△△△	△△△	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇

「仕様書のとおり」
という記載でも結構です。

受任者印は
同一の印

様式第2号

委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市病院事業管理者 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者 住 所 〇〇県〇〇
〇〇町〇丁目〇番〇号
氏 名 △△株式会社 (社印)
(※1) 新潟支店長 〇〇 〇〇

受 任 者 氏 名 〇〇 〇〇 (印)

記

件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

届出済の使用印
(※2)

代表
者印

- (※1)新潟市入札参加資格登録において登録している所在地、名称及び代表者名を記載してください。
(※2)新潟市入札参加資格登録において「使用印鑑届」で届け出ている社印、代表者印を押印してください。
(社印を届け出していない場合は代表者印のみ)

使用済みパーソナルコンピュータ等売払仕様書

- 1 件名 使用済みパーソナルコンピュータ等売払
- 2 売払機器及び数量 別紙1「売払物品一覧」のとおり
- 3 売払条件 上記物品の売払に伴い、以下の業務についても行うものとする。
 - (1) 売払物品の使用場所から、下記(3)の保管施設まで、売払物品を搬出運搬すること。搬出運搬するための手続及び手段の手配業務を含む。
 - (2) 売払物品の入庫確認業務。
 - (3) 売払物品の保管場所を、セキュリティ体制を備えたデータ消去・機器処理施設内に確保し、保管する業務。
 - (4) 売払物品内の記憶媒体に残留するソフトウェア及びデータを消去、又は物理破壊、磁気破壊する業務。
 - (5) (1)～(4)の遂行結果を当院に対して報告する業務。
 - (6) その他、当院が依頼し、買受人が承諾した付帯業務。
 - (7) 売払物品(付属品については、接続されているマウス、ケーブル等含む)は、買受人において買取及びその後の処理を行う。なお、全ての機能、動作及び部品が正常かつ完全であることを保証するものではなく、現状渡しとする。
- 4 引渡場所
新潟市民病院内 新潟県新潟市中央区鐘木463番地7
- 5 期間
契約日から令和8年2月28日まで
- 6 作業内容
 - (1) 作業スケジュール
作業スケジュールについては、あらかじめ新潟市民病院(以下「当院」という。)と調整し、作業に当たっては十分な協議を行い、綿密かつ円滑に行うこと。
 - (2) 搬出、運搬作業
 - ア 売払物品は別紙2「搬出作業予定」に記載のとおり令和7年11月22日、23日、24日の3日間に渡り、当院が指定した病院1階の場所に集積する。買受人は各当日分の集積された売払物品を余すことなく11月24日までに当院から搬出すること。集積場からの搬出の際の手続及び手段の手配業務は買受人が行うこと。
 - イ 売払物品の病院からの搬出作業は、搬出経路及び時間帯など、当院の指示及び上記アの集積状況に従って行うこと。
 - ウ 搬出作業に当たっては、運搬物、作業場所周辺の施設(建物)及び備品等を損傷しないよう細心の注意を払い、十分に注意すること。
 - エ 搬出作業において必要な資材等は、買受人が用意すること。
 - オ 売払物品の搬出及びデータ消去等に要する費用(運送費及び作業費等)については、すべて契約金額に含まれるものとする。

カ 作業過程において、不測の事態及び運搬物、作業場所周辺の施設（建物）並びに備品等に損傷等の事故が生じたときは、速やかにその内容を当院に報告し、現認指示を受け、その指示に従い必要な措置を講じること。

キ カにより、当院に対し何らの損害を生じさせた場合は、天災その他不可抗力による場合を除き、すべて買受人が責任をもって弁償（原状回復）すること。

ク 搬出時に、物品に貼付してある当院の備品ラベル及び当院の備品であったことが分かるようなシール等が除去されているかを確認し、除去されていない場合は除去すること。

（３） 受領書の発行

買受人は、物品の機種毎の台数を確認し、引渡し及び搬出作業の完了後、速やかに物品受領書を当院に提出すること。

（４） データ消去及び破壊作業

買受人は、記憶媒体に残留するソフトウェア及びデータを消去、又は物理破壊を行い、契約期間内にデータ消去証明書及び破壊証明書を提出すること。詳細は下記のとおりとする。

ア ハードディスクの消去方法は、原則としてソフトウェア消去（NIST SP800-88 準拠方式（PURGEレベル）による全データ消去）または、穿孔等による物理破壊とする。

イ 磁気テープ等の記憶メディア、及びリサイクル不可のハードディスク（SSDを除く）等、データ消去作業を行わない場合は、専用装置による物理破壊、又は磁気破壊を行うこと。

ウ 上記ア、イの作業を実施した物品について、データ消去証明書及び破壊証明書を作成し、提出すること。

7 提出物

物品受領書

データ消去証明書及び破壊証明書

8 買受人の条件

ISO27001／ISMS 認証取得済みであること。

古物商許可（免許）を取得していること。

9 買受人の制約事項

ア 買受人は、物品を再販売、又は処分、処理する場合には、古物営業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に行うこととし、当院に対し何らの損害を与えないものとする。

イ 売却物品については再販を可能とするが、売却先の特定が可能であることとする。また、再販売に係る全ての責任は買受人が負うこと。

ウ 当院が、保管施設及びデータ消去・機器処理施設に対して、事前予告なしに調査を行う際に、買受人はこれを拒むことができないものとする。

10 個人情報の保護・秘密の保持

買受人は、別記 1 の個人情報取扱特記事項により、本契約の履行に関して、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。本作業遂行に伴い知り得た業務上の秘密とされた事項を、外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

なお、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

1 1 代金納入期限

買受人は、契約日から当院が指定する日までに、当院が指定する口座に代金を納入しなければならない。

1 2 その他記載のない事項においては、別途協議を行うものとする。

別紙1「売払物品一覧」

No.	種別	メーカー	説明	CPU	メモリ (GB)	ハードディスク (GB)		売払 台数
1	デスクトップPC	富士通	D587/S	Core i5-7600	8	SSD	128	995
2	デスクトップPC	富士通	D587/S (2画面用)	Core i5-7600	16	SSD	256	68
3	デスクトップPC	富士通	D587/S (高精細) グラフィック [GeForceGTX745]	Core i5-7600	16	SSD	256	49
4	ノート型PC	富士通	A577/S	Core i5-7300U	8	SSD	128	244
5	プリンタ	リコー	SP4510					213
6	プリンタ	リコー	SP6410					47
7	プリンタ	リコー	SP8400					3
8	プリンタ	リコー	SPC750					51
9	プリンタ	リコー	SPC261SF					36
10	ペンタブレット	Wacom	DTH-2452/L					12
11	高精細ディスプレイ	JVCケンウッド	MS33i2/AR 3M					6
12	高精細ディスプレイ	JVCケンウッド	MS55i2/AR 5M					2
13	高精細ディスプレイ	NANA0	5M					2
14	デスクトップPC	富士通	ESPRIMO D587/S	Core i5-7600	8	SSD	128	12
15	デスクトップPC	HP	Z220 CT	Xeon E3-1230v2	4	HDD	1000×2	1
16	ディスプレイ	ワコム	DTK-2451					8
17	カラープリンタ	リコー	SP C420e					2
18	スキャナー	富士通	FI-7260					2
19	デスクトップPC	DELL	OPTIPLEX XE2	Core i5-4570S	4	HDD	465	20
20	デスクトップPC	DELL	OPTIPLEX XE2	Core i5-4570S	4	HDD	465と931	2
21	モノクロプリンタ	リコー	SP 4510					1
22	デスクトップPC	富士通	ESPRIMO D587/S	Core i3-7100	8	HDD	230と230	9
23	ラベルプリンタ	SATO	LespritVex R-408					3
24	プリンタ	RICHO	SP4500					3
25	デスクトップPC	NEC	PC-MKL37LZGCCS1	Core i3-6100	8	HDD	500	7
26	プリンタ	OKI	COREFIDO C332dnw					1
27	ラベルプリンタ	SATO	WWT541020					1
28	モニタ	NEC	LCD-AS193MI-W5					7
29	デスクトップPC	NEC	PC-MKL37LZGCCS1	Core i3-6100	8	HDD	500	2
30	モニタ	NEC	LCD-AS193MI-W5				-	2
31	デスクトップPC	HP	ProDesk 600G2	Core i5-7500	8	HDD	500	3
32	ディスプレイ	HP	23インチIPS液晶モニター 1JS06A4#ABJ					3
33	デスクトップPC	HP	ProDesk 600 G3 SF	Core i5-7500	4	HDD	500	114
34	デスクトップPC	HP	Pro SFF 400 G9	Core i5-1350	8	SSD	256	1
35	デスクトップ	HP	Elite 8300 Small Form Factor	Core i5-3570	4	HDD	200	1
36	ノート型PC	HP	HP ProBook 450 G3 NoteBook PC	Core i5-6200U	4	HDD	500	4
37	ラベルプリンタ	SATO	L'esprit R408V-ex					4
38	ラベルプリンタ	SATO	L'esprit R409V-ex					1
39	タブレット	HP	HP Elite x2 1012 G2	Core i5-7200U	4	SSD	128	4
40	タッチパネルディスプレイ	タッチパネル・システムズ	ET1915L-8CJA-1-BG-G					28
41	タッチパネルディスプレイ	EIZO	FDF2182WTJABKTE					1
42	ディスプレイ	HP	EliteDisplay 23インチワイドIPSモニター E233					4
43	コアSW	Cisco	Catalyst 6506E					2
44	WLC	Cisco	WLC5508					2
45	サーバスイッチ	Cisco	Catalyst2960S-24TS-L					11
46	サーバスイッチ	Cisco	Catalyst2960S-48TS-L					2
47	認証サーバ	富士通	PRIMERGY RX200S7					3
48	ネットワーク監視サーバ	富士通	PRIMERGY RX200S7					1
49	PoEスイッチ	Cisco	Catalyst2960X-24PS-L					48
50	エッジスイッチ	Cisco	Catalyst 2960X-24TS-LL					72
51	エッジスイッチ	Cisco	Catalyst 2960X-48TS-LL					70
52	エッジスイッチ	Cisco	Catalyst 2960CX-8PCL					5
53	エッジスイッチ	Cisco	Catalyst 3560CX-12TC-S					1
54	フロアスイッチ	Cisco	Catalyst 3850-24T					32
55	無線AP	Cisco	Aironet 1832					405

別紙2 搬出作業予定

別紙1「売払物品一覧」No.1～13分 病院1階に集積

	デスクトップ	ノート型PC	プリンタ	計
11/22(土)	480	95	165	740
11/23(日)	480	95	165	740
11/24(月)	152	54	20	226
計	1,112	244	350	1,706

※上記以外にNo.43～55分のネットワークスイッチ、アクセスポイントもあり。

別紙1「売払物品一覧」No.14～16分 株式会社アイシスが病院1階に集積

11/23(日)	全部	21
----------	----	----

別紙1「売払物品一覧」No.17～21分 日本光電工業株式会社が病院1階に集積

11/22(土)	全部	26
----------	----	----

別紙1「売払物品一覧」No.22～24分 株式会社トーショーが病院1階に集積

11/21(金)	全部	15
----------	----	----

別紙1「売払物品一覧」No.25～30分 株式会社バイタルネットが病院1階に集積

11/23(日)	全部	20
----------	----	----

別紙1「売払物品一覧」No.31～32分 オリンパスマーケティング株式会社が病院1階に集積

11/23(日)	全部	6
----------	----	---

別紙1「売払物品一覧」No.33～42分 フクダコーリン株式会社が病院1階に集積

11/22(土)	デスクトップ・プリンタ	103
11/23(日)	デスクトップ・ノート型PC・プリンタ	59

※本表は、作業量目安の表であり、別紙1「売払物品一覧」とは合計は一致しない。

使用済みパーソナルコンピュータ等売払契約書

新潟市民病院（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり使用済みパーソナルコンピュータ等売払契約（以下、本契約という）を締結する。

1 業務の名称

「使用済みパーソナルコンピュータ等売払」（以下「本業務」という。）

2 業務の内容

別紙「使用済みパーソナルコンピュータ等売払仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

3 履行場所

新潟市民病院

4 履行期間

令和7年〇月〇日 から 令和8年2月28日 まで

5 売払金額

甲が、乙に対し売り渡す売払価格は、金〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税金〇〇〇〇円）とする。

6 契約保証金

新潟市契約規則第34条により契約保証金は免除する。

7 契約条項

別紙「使用済みパーソナルコンピュータ等売払契約書 契約条項」のとおりに。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年〇月〇日

甲 新潟市中央区鐘木463番地7

新潟市民病院

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也 印

乙

印

使用済みパーソナルコンピュータ等売払契約書 契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書及び甲乙協議の上で作成するプロジェクト計画書等の関連資料をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、この契約の条項と仕様書等に定める事項が重複、抵触、矛盾する場合、又はこの契約に規定がなく仕様書等に規定がある場合は、仕様書等に定める事項が優先するものとする。
- 2 乙が売払及びそれに伴う業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 5 この契約条項に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 新潟市民病院契約規程の規定により、その例によることとされる新潟市契約規則第34条により契約保証金は免除する。

(搬出)

- 第3条 甲が、乙に売払う売払物品の搬出場所、搬出経路は、甲が指示するものとする。

(全量引受)

第4条 乙は、甲が指定した売払物品の全量を引き受けるものとする。ただし、受入れに困難な事態が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(数量の変更)

第5条 売払物品の数量に変更が生じた際には、甲乙協議の上決定するものとする。

(代金の納入)

第6条 乙は、契約日から甲が指定する日までに、代金を支払わなければならない。

(費用負担)

第7条 乙は、契約の履行に要する一切の費用を負担するものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(事故等の報告)

第9条 乙は、この契約の履行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示のもと速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく、詳細な報告及び今後の方針案を書面により甲に提出しなければならない。

(作業状況の報告等)

第10条 乙は、甲から事前の指示があるときは、本業務の進捗及び課題等の作業状況について、甲が求める時期及び内容に基づき、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲から事前の指示があるときは、打ち合せ会議を開催しなければならない。

(一般的損害)

第11条 売払及びそれに伴う業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(実地調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは第1条の各項の実施状況について随時実地調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(瑕疵担保)

第13条 甲は、前条の調査によって瑕疵を発見した場合は、乙に対しその修正を請求し、若しくは修正に代え、又は修正とともに損害の賠償を請求することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第14条 売払及びそれに伴う業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。契約期間終了後についても、同様とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたも

のについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、本業務の実施に関し、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項に定めるもの及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第3項に定めるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識の上、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）を遵守するとともに、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人の権利及び利益を侵害してはならない。

(秘密の保持)

第16条 甲乙は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密情報（甲乙が相手方に開示する一切の情報であって、公に入手できない情報をいう。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 開示を受けた際に、被開示者が既に所有していたもの。
- (2) 開示を受けた際に、既に公知であったもの。
- (3) 開示を受けた後に、被開示者の責によらずに公知となったもの。
- (4) 被開示者が、この契約の相手方又は第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したものの。
- (5) 被開示者が、開示を受けた情報によらずに独自に開発したもの。
- (6) 法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたもの。

- 2 乙は、本業務を実施する乙の作業従事者に対し、前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講じなければならない。

(情報の目的外使用の禁止)

第17条 乙は、前条第1項の秘密情報であるかを問わず、この契約の履行上知り得た情報を甲の事前の承諾なしにこの契約の目的外に使用してはならない。

(履行期限の延長)

第18条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

- 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第19条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日から履行の終了する日までの間の日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する代金の額を契約金額から控除した額とする。

- 3 第1項の違約金は、契約金額の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約の変更)

第20条 甲は、仕様書等の要求事項を変更する必要があると認めたときは、遅滞なく乙に連絡し、甲乙協議の上で書面により要求事項を変更することができる。

- 2 前項の要求事項の変更において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上で変更契約を締結する。

(甲の解除権)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な事由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
 - (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
 - (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、

又は清算に入ったとき。

- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

- 3 甲は、前項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（反社会的勢力の排除）

第22条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合

(2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（談合その他不正行為による解除）

第23条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）。

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（解除に伴う措置）

第24条 乙は、甲が第21条第1項若しくは第2項又は第23条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金

を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第25条 乙は、この契約に関して第23条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

- (1) 第23条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
 - (2) 第23条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
 - 3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第26条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

- 2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第27条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

- 2 業務を開始する前に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。

（費用の負担）

第28条 この契約の締結に要する一切の費用は乙の負担とする。

（反社会的勢力からの不当介入等に対する措置）

第29条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

（疑義の決定）

第30条 この契約に関し疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和 6 年 6 月 26 日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第 3 条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第 4 条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第 5 条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第 6 条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第 7 条 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第 8 条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第 9 条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知する

ものとする。

(実地調査)

第 10 条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第 11 条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第 12 条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第 13 条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。